

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

10 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年10月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 10月22日(木) 午後2時30分から午後5時00分まで

2 場 所 作手総合支所 会議室

3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員
瀧川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長
櫻本教育総務課長
夏目学校教育課長
杉山生涯学習課参事
柿原文化課長
加藤文化課参事
小林スポーツ課参事

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 9月会議録の承認

日程第2 10月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 10月の行事・出来事

日程第3 協議・報告事項

- (1) 10月及び11月臨時市議会について(教育部長)
- (2) 工事請負契約の締結について(教育総務課)
- (3) 新城市立学校設置条例の一部改正について(教育総務課)
- (4) 中学生教育講演会について(学校教育課)
12月2日(水) 13:10～文化会館大ホール
- (5) 新城市中学生海外派遣団報告会について(学校教育課)
12月2日(水) 15:00～文化会館大会議室

- (6) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（生涯学習課）
- (7) 第48回市民歩こう会の報告について（スポーツ課）
- (8) スポーツツーリズム総合推進体制について（スポーツ課）

日程第4 その他

- (1) 総合教育会議にかける議題について（教育総務課）
- (2) 第28回新城歌舞伎について（文化課）
- (3) 豊かなる調べ～交響詩「豊川」～コンサートについて（文化課）

次回定例会議（案） 11月26日（木）午後2時30分
（鳳来総合支所3階 教育相談室）

閉 会

○委員長

それでは、平成27年10月定例教育委員会会議を始めます。

日程第1 9月の会議録の承認

○委員長

それでは、日程第1、9月会議録の承認、お願いします。

日程第2 10月の新城教育

○委員長

それでは、日程第2、10月の新城教育、最初に教育長報告をお願いします。

○教育長

それでは、5点お願いしたいと思います。きょうは作手支所が会場です。7月にオープンしたばかりですね。ガラスの向こうには来年の4月にオープンする作手小学校の整地工事を眺めながら、作手の爽やかな空気の中で、フレッシュな感覚で教育委員会会議を進められたらと思います。

5点、お願いいたします。

1点目は、教育予算についてでございます。市長から、教育委員会に付託されております教育大綱、その実施の裏づけとなります教育予算について、その編成方針と決裁権等について、教育委員会で提案してくれと言われておるわけですが、現在部長、教育総務で策定中でありまして、このことにつきましても、またこの教育委員会会議で、原案が出ましたら協議をしていきたいと思っております。

また、現在市内10カ所で地域との意見交換会を行っているわけですが、その地域自治区予算の中で学校にかかわる予算等も幾つかの自治区で承認されておまして、自治区においては教育予算とそれから自治区予算の線引きはどうなっているんだというような意見も出されております。

したがって、そういった教育予算全体について、きちっと私たちがこういう考え方、方針でやっているんだということを提示する必要があると思っておりますので、また委員さんたちの御意見をよろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目は総合教育会議に備えてということでございます。第2回の総合教育会議が11月30日月曜日に予定されております。総合教育会議の議題をどうするかということにつきましても、またこの委員会で協議していく必要があると思っておりますし、それからこれも市長の提案の中で、教育行政に対して、より若い人の意見、特に義務教育を終えた高校生の意見などを反映するような組織等を考えて進めることも大切ではないかという意見も出ております。そうした組織も今後の課題として検討していきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、韓国の附設中学校の訪問団でございますけれども、この10月19日から21日まで2泊3日で20名が、新城市で中学生の家庭へホームステイして、滞在いたしました。韓国へ行って2泊3日、それから向こうから来て2泊3日ということですので4泊6日の一宿一飯じゃなくて、4泊6日の寝泊りを一緒にしたことで、お互いの心の交流もできまして、きのうの朝のお別れ会には、男子まで抱き合って涙を流すといった場面が見られました。

そんな中で思ったことは、政治とかマスコミの報道というのがあるわけなんですけれども、そういうものに惑わされず、ほんとに真実の姿はどうなんだというような形での交流、行き来といったもの

が大切だなということを思います。

特に、新城市の交流先である大邱市につきましては、日本と関係の深い施設がございます。一つは友鹿洞の沙也可ということで、秀吉の朝鮮攻めのときに、この戦争には大義がないということで李王朝のほうについて、日本軍と戦ったという歴史が大邱市にあります。

それからもう一つ、日本の統治時代に大邱というのは盆地で、非常に干ばつ等の被害が多かったとこらしいんですよ。そこに池をつくりまして、寿城池という巨大な池をつくって、大邱を肥沃な豊かな土地にしたということで、水崎さんという岐阜出身の方ですけども、その人に対する感謝の碑も建っていると。それで、大邱の小中学生もそこを訪問しているというような状況があって、韓国の中でも一つ、特殊な都市かなと思います。韓日友好館もあるそうです。

ただ、いろんな状況の中で、今後の海外派遣を考えたときに、一つ英語力をつけることも非常に大きなテーマですので、英語圏への派遣をどうするかということも今後さまざまな資料、データ等集めまして、方向性を探っていきたいと考えていきます。

それから、4点目ですけども、へき地教育についてです。10月に県の大きなへき地教育の大会が二つ新城で行われました。10月7日に「へき地複式研究協議会」を鳳来東小学校で、それから10月20日に「愛知県へき地教育研究大会」を作手小学校で行いました。県下から、小規模・複式等にかかわる先生方が集まってきて、研究協議をしたわけなんですけれども、そんな中で鳳来東小学校では、それこそ山へ出かけて、雁皮をとって、その皮を剥いて、そしてそこから雁皮紙をすいて、世界に1枚だけの卒業証書をつくと、まさに鳳来東小学校ならではの事業をやっておりました。

それから、作手小学校では、南北校舎が一緒になってさまざまな授業をしておりましたけれども、6年生の授業では新城の岩瀬忠震、幕末にハリスと協議をして、日米修好通商条約を結んだわけなんですけれども、その岩瀬忠震の条約の一つ一つについて、これは果たして成功だったのか失敗だったのかという議論をスカイプを使って、北校舎と南校舎、テレビ画面で議論し合っておりました。

つまり、へき地といっても、情情的には都会と何も変わらない。それから学力や体力面でもほんとはきめ細かな指導がされて、一人一人の素質が伸ばされている。一人一人が運動会や学芸会でもしよっちゅう出てる、主役になる。授業でも、授業中に何回も発言しなくてはならない状況にあるということで、その主体者になれるというすばらしい教育環境にあるわけです。しかし、一般的な見方として、へき地、今どういうふうに「へき地教育」を表記してるか御存じですか、文字表記で。平仮名で、「へき」と書いて、漢字の「地」を書くんです。大体こんな表記はおかしいんですけども、平仮名で書くがゆえにこの平仮名の「へき」は、にんべんの「僻」、これを強くイメージするんですね。にんべんの僻はもともと漢字の意味として「ひがむ」だとか、「正しくない」とか、「よこしま」だとか、「へんぴ」だとかってそういう意味があるんですよ。

だからこそ、へき地を、要するに過疎地を知らない人はへき地というのはそういうところだという判断をしてしまう。私は、県教委に勤めていたときに、担当したときがあるんですけど、そのときにこれはおかしいと。この「へき」地を「碧」にせよと、紺碧の「べき」。そうしたら、まさに山の緑、海の緑を象徴するんじゃないかということをやったんですけども、まあぜひ愛知県からでも、文科省が平仮名で書こうと何としよう、碧のすばらしいところだっというふうな、そしてそういうイメージのもとにへき地教育のよさ、小規模複式のよさを発信していかないと、なかなか都会の人には理解されないということがあるのではないかなと思います。

これで、ことしの3月末をもって鳳来の4つの小学校が1つになります。次に、翌年には作手が1つになります。それで、鳳来寺小、作手小、そしてあと小規模校として鳳来東小、そして庭野小が残るわけなんですけれども、そういった小規模校のよさというのをもっともっと明るい、前向きなイメージで発信していくということが今後の課題になります。その1つの手として、表記を変えようということ提唱していきたいと思えます。

それから、5点目ですけれども、地域意見交換会、出席された委員の方もみえるんですけれども、先ほどお話し申し上げましたように、市内10地区で、市のほうからは三役と各部長さんたちが出て、そして地域の課題について意見交換をするということです。進め方は、まず若者議会の方々が出て、若者議会がどのような課題を持ってどのような施策を検討しておるかというそういう提案をして、その後地域代表の代表区長さんの司会のもとに協議が行われております。

それで、地域課題として多く出るのが道路や踏切等の土木建築関係の話題と、やはり教育関係の話題です。で、教育関係の話題がどこの地区でも出るということは、それだけやっぱり学校が地域の一つの心のよりどころであり、そしてまた次代を担う教育への関心が高いということのあらわれだというふうに思えます。そういった意味合いでも、この地域意見交換会で出てきた教育的話題についても、一度教育委員会で取り上げて検討していきたいなと思えます。

以上、5点ですけれども、最後今後のスケジュールの中で、トピックとして10月24日には市民文化講座で、戸田恵子さんをお呼びします。戸田恵子さんは、若いとき新城の東郷によく見えていた、東郷中学校等にも出かけていたということで、地元との関係が深いわけなんですけど、今月号の婦人公論でも表紙の写真も中の特集も戸田恵子さんでした。一つ、またお時間がありましたら読んでいただけたらなということをお思います。

また、この日、東三の中学校駅伝大会もございませう。それから、10月28日には、10月の臨時議会が開かれます。また、部長から報告あると思えますけども、作手の校舎、ホール等についてのことが議題となっております。それから、10月末、30、31日、11月1日には新城ラリーが開催されます。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。何か御質問等ありますか。

よろしいですかね。

それでは、各課のほうから報告等よろしくお願ひいたします。10月の行事・出来事ということで、教育総務課、お願ひします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課所管の主な行事を報告させていただきます。

平日では、8日に給食方式検討会議の視察を行いました。豊川南部学校給食センターと、本市の新城小学校の給食室の視察に出かけました。

また、昨日21日になりますが、第2回の民事調停が行われまして、千郷中学校と隣家との件につきまして、新城簡易裁判所で調停員を介しての話し合いを行いました。結果としましては、相手方が同じ主張を繰り返すばかりで進展が見られず、調停員の方、それから裁判所の判断でこれ以上の話し合いは進展の見込みがないという結論に達しまして、非常に残念ではありますけども調停は不成立という

形となってしまいました。

次に、土日及び夜間になりますが、1日に鳳来北西部小学校再編検討会議の全体会がありました。

それから、5日には作手小学校設立準備会がありました。

また、13日には鳳来北西部小学校再編検討会議の施設分科会と地域とのかかわり分科会が行われております。

来月の主な行事としましては、16日に作手小学校・山村交流施設起工報告会を行うこととなっております。後日、委員の皆様には出席案内を送付させていただきますので、御出席よろしくお願いたします。

それから、30日には第2回の総合教育会議を開催いたします。

その前日の29日、日曜日には臨時教育委員会を開催しまして、次期委員長の選出などを行う予定になっております。

教育総務課は以上です。

○委員長

では、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

1日、5日、8日、22日は、午後の学校訪問を行いました。

それから、2日ですけれども、特別支援教育ミニオリンピックが、新城中学校で開催されました。児童生徒100名、引率者25名、合わせて125名でした。

7日水曜日ですが、へき地複式教育研究協議会が鳳来東小学校で開催されました。

19日ですが韓国中学生が来新しました。男子9名、女子11名の合わせて20名です。

29日ですが、字を間違えてしまいまして申しわけありません、市の研究委嘱校の研究発表会です。歴史の史になっていますが、新城市の市に御訂正をお願いいたします。これにつきましては、本日要項等を机上に配付させていただきましたので、またご覧いただき、当日御臨席いただけるとありがたいと思います。

3日土曜日です。中学校の陸上競技大会が総合公園にて開催されました。そのときは、新記録が5つ出ました。それから、今度31日に文化祭が予定されておりますので、お時間等がありましたら御参加いただけるとありがたいです。

来月の主なものということですが、19日に東三河地区の学校保健会ということで10年に一度開催されるものが行われます。それから、土日につきましては、文化祭、学習発表会が表のように開催される予定になっておりますので、もしも御都合がございましたら御参加いただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。

○委員長

では、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課参事

2ページをごらんください。生涯学習課、図書館の主な行事を報告させていただきます。

平日では、本日と明日、23日の2日間の日程で、東海北陸社会教育研究大会愛知大会が刈谷市で開催されており、社会教育委員と事務局で参加しております。なお、この大会におきまして、本市の社会教育委員、山本修二さんが長年、12年間ですけれども社会教育の振興に対する貢献をされたとい

うことで、東海北陸社会教育委員協議会連合会長表彰を受賞されております。また、東海北陸13名の表彰者を代表して、謝辞を述べられております。

土曜日曜夜間ですけれども、3日土曜日、市制10周年記念式典と同時に、親子ふれあい教室の「紙飛行機教室」を青年の家で開催しました。8組18人の親子が参加しました。

4日日曜日、新城市・北設楽郡PTA情報交換会が豊根村で開催され、小学校・中学校に分かれて組織・運営・活動における問題点などの情報交換を行いました。

来月の主な行事としましては、平日では11日に第2回の社会教育審議会・公民館運営審議会を開催します。

20日は東三河公民館連合会と愛知県社会教育委員連絡協議会東三河支部の合同研修会が東栄町の花祭会館で開催されます。

土日ですけれども、8日日曜日に、市子連・市P連合同のチャレンジまつりが青年の家で開催されます。

14日は、「作手の山城と寺院を巡る」地域探訪を開催いたします。

21日夜に、第3回の成人式代表者会を開催し、28日には男の料理教室を、成人男性を対象に青年の家で開催します。

翌29日日曜日には、新城設楽地区の子育て支援地域交流会が東栄町の花祭会館で開催されます。

続いて、図書館の行事ですけれども、5日、図書館まつり実行委員会を開催しました。

6日には、黄楊川小学校の2年生7人が図書館を見学に来ていただきました。

7日には、作手山村交流施設の管理運営打合せ会、9日愛知県公立図書館長協議会定例会に出席しております。

21日には、新城地域文化広場の指定管理者との定例会議を行っています。

土曜日曜ですけれども、3日、新城市合併市制10周年記念式典に参加いたしました。

5日には、作手小学校の設立準備会の打ち合わせと若者議会に出席をしました。

以上です。

○委員長

では、文化課、お願いします。

○文化課長

まず、左側の平日ですが、5日、それから14日、28日に指定管理者選定審議会ということで出席しております。これにつきましては、今年度末で新城地域文化広場の指定管理期間が終了しますので、来年度から5年間の新たな指定管理者の募集を行ったところ、3社の応募がありまして、この指定管理者の選定について、審議を行っていただいております。来月には候補者が決定する見込みで、指定管理者の指定につきましては、議会の議決が必要ということで、12月議会に上程する予定となっております。

次に、7日に作手総合整備事業調整会議が開催され、山村交流施設の関係で出席しております。

それから、21日に地域文化広場の指定管理定例会を開催し、指定管理者から8月、9月の管理状況等の報告を受けております。

次に、21日から11月30日までの期間で、長篠城址史跡保存館の秋の特別展「長篠古戦場原風景展」を開催しております。

それから、22日と23日に豊川市で企業展「かわしんビジネス交流会」、それから右側になりますが、12日の新東名高速道路の開通前イベント、こちらに設楽原歴史資料館が参加して、甲冑の着用体験等で施設のPRを行っております。

右側の土日祝日夜ですが、1日と22日に新城歌舞伎の実行委員会を開催しました。

それから、5日には作手小学校設立準備会が開催され、山村交流施設の関係で出席をしております。

10日、設楽原歴史資料館の主催で、設楽原ウォーキングを開催し、30名の参加がありました。

それから、17日に長篠城址史跡保存館の歴史講座を開催しまして、91名の方が受講されています。

19日には、豊かなる調べ～交響詩「豊川」～コンサートの実行委員会を開催しました。

最後に、24日ですが、先ほど教育長からもありましたように、今年度最後の文化講座を開催する予定です。講師は、先ほど言われましたように戸田恵子さんとなっております。

来月の主な行事としましては、14日に長篠城址史跡保存館歴史講座、22日に新城歌舞伎、29日に豊かなる調べ～交響詩「豊川」～コンサートをそれぞれ開催する予定です。

以上です。

○委員長

では、鳳来寺山自然科学博物館、お願いします。

○文化課参事

まず、平日から説明いたします。

1日には、鳳来寺山自然科学博物館学術員の主任者による会議を行っております。

2日には、県内の湿地を持つ14市町の湿地サミットが田原市で行われまして、参加してまいりました。

6日は、東三河ジオパーク構想の連絡会議に出席しております。

7日ですが、豊川市の一宮小学校の見学について案内を行っております。

そして、16日は黄柳野高校のグレートアースという取り組みの中でのきのこ学習の講師を務めました。

そして、22日、本日ですが東郷西小学校3年生の見学がありまして、案内を今やっているところです。

そして、26日から29日にかけて、日本ジオパーク全国大会が霧島で行われまして、そちらのほうに参加してまいります。

次に、右側の土日祭日になりますが、3日と31日ですが、広葉樹の植樹体験と奥三河の魅力体験バスツアーという企画があり、博物館の見学と野外観察の講師を務めます。

そして、11日ですが、学習会「きのこを調べよう」をここ作手で行いました。

次に、来月の行事ですが、平日につきまして、6日には千郷文化講座で講師を務めてまいります。

そして、27日には黄柳川小学校のガイドツアーがありまして、ガイドをいたします。

土日祭日ですが、3日火曜日には、野外学習会「茶臼山の植物を観察しよう」を行います。

そして、14日と28日には、鳳来寺山麓で行われます「千の灯火」に合わせまして、ナイトミュージアムということで、夜間の開館を行います。午後5時から午後8時まで夜間での開館となります。

そして、15日からは、特別展で「足元の自然の魅力再発見」を開催しまして、来年2月29日ま

での期間で行います。

15日には、野外学習会「奥三河の鉱物採集と地質見学Ⅱ」ということで、設楽町の津具方面での観察を行います。

そして、21日から23日は、鳳来寺山麓で行われますもみじまつりに合わせまして、ミュージアムフェスティバルということで、博物館で友の会の人たちと一緒に感謝祭をやります。

そして、29日ですが、東三河ジオパーク構想のシンポジウムを蒲郡市で行います。これについてのチラシは、お手元にブルーのチラシがありますので、見ていただき、そしてもし都合がございましたら参加していただければと思います。

以上です。

○委員長

では、最後、スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課参事

本日、課長が来る予定でありましたけれども、課長が担当の分野でラリーの主催者との協議があるということで、私が出席し説明をさせていただきます。

スポーツ課は御存じのように現在新城ラリー一色で準備をしております。うちの職員もこの1カ月はみんなほとんど土日も休まず毎日10時過ぎまで働いております。その関係で、ラリーの関係は書き出すと切りがないものですから、表立ったことだけのものを書かせていただいています。

2日、ラリーの関係で市長以下部長、それから私どもと一緒に主催者が知事表敬訪問をいたしました。

ラリーの関係ですと、明日ラリーのスタッフ説明会をし、26日に、これが作手のほうのスタッフ説明会をする予定です。

それから、土日については、3日、それから17日、それから、平日の14日、小学生陸上大会、それから中学生陸上競技大会、中学生駅伝大会、この3つの大会の結果をもちまして、19日にあります愛知駅伝選手の選考会を行っております。これは、12月5日に愛知の駅伝大会があります。ことしも新城市ももちろん参加をいたしますが、その選考に関していろんな陸上大会の結果をもって小中学生の選考を行いました。

19日に選考会をやりまして、今週の23日に県へ報告をしなければならないということで、火急に通知をし、また了解をいただきながら県へ報告したいということで、一応選手の名前は上がっておりますが、まだ了解を得られてないので今回は公表を控えております。

それから、30、31、1日ではありますが、御存じのように新城ラリーが行われます。金曜日の新城ラリーは、特に準備、それから試走の段階ではありますが、開会式ということで総合公園ではなくて、新城観光ホテルで開会式を行うんですが、その前にセレモニアルスタートを、栄町線を通行止めにして、4時から、70台が集まりまして、そこからスタートをすることになっています。これは別に競技ではありませんので、自主的にスタートするということがあります。その関係で、開会式に花を添えるということで新城高校の吹奏楽部の皆さんに来ていただいて、少し演奏をしていただいて、出発のファンファーレをする。それから、新城小学校の児童の、ちょうど時間帯が4時だということでお声をかけましたら、5・6年生が来ていただけるということで、少し旗を振らせる、それで応援していただくということを考えております。

ここには市長、それから副知事に、それから教育長も来られますし、警察署長も来賓として来られます。皆さんがスターターとして立たれるんですが、小学生と高校生にスターターも10名ずつスターターをやるような形でちょっとにぎやかさも考えております。

31日、1日については、総合公園、それから今年度については、この作手・鬼久保を使ったスペシャルステージという形で、ちょっと趣向を変えてやっております。

それから、来月の予定ということではありますが。先ほど言いました12月5日の駅伝に向けて11月21日と23日に選手による試走会、それから21日については壮行会ということを用意しております。

あと言い忘れました、12日ですね。第48回市民歩こう会ということで、あと御報告はする予定であります。こちらうちのほうの歩こう会は、土木課のほうで行います第2東名の内覧会的なイベントにあわせて行いました。参加者については、例年300人ほどのところが1,200人以上の方の御参加をいただきまして、盛大に行われたということがありました。内容については、後で報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、以上の報告につきまして御質問があったらお願いします。どうぞ。

○委員

スポーツ課の14日のスポーツ・ツーリズム推進体制ワークショップ報告ってあるんですが、どんな感じだったかを。

○スポーツ課参事

これも後、御報告をさせていただきます。

○委員長

どうぞ。

○委員

教育総務課が、最初に言われた給食方式検討会議の視察というのがありましたけど、これ今後の見通しというか、予定はどんなふうになっているか教えてください。

○教育総務課長

これは給食方式検討会議が9月から始まっておりまして、今回この8日というのが2回目に当たるわけですが、この後3回、4回と2回ほど会議を持つ予定になっております。それで、その会議の中でどういった方式で進めていくのがいいかというようなご意見を委員さんたちからいただいて、市の考案に参考意見として反映していくというような流れになっております。

○委員

年度内ということですか。

○教育総務課長

はい。年度内です。

○委員

わかりました。

○委員長

どうぞ。

○委員

感想でもよろしいでしょうか。

○委員長

どうぞ。

○委員

生涯学習課の3日の新城市の合併10周年記念式典のことですが、高校生のお手伝いが受付とか場内の案内とかなどで、生き生きとお手伝いをされておられて大変よかったと思います。中高合同で連携したブラスバンドもとてもよくて、世界に一つだけの花の演奏も、見学者、舞台の人、場内の人と一体となって最後にパフォーマンスができてよかったなと思いました。

高校生も、場さえあれば子供たちは生き生きと活躍してくれるなあということをつくづく感じまして、ほかの来場者の方たちやボランティアの人が涙が出そうになったなんていうふうにおっしゃっておられる声も聞きましたので、大変いいと思いました。これからも、子供たちをぜひ参加させる場をつくっていただけたらと思います。

以上です。

○委員長

あと、どうでしょう。では、私から1点、いいですか。

教育総務課の民事調停のことですけど、調停が不成立になってしまったということで、ちょっと残念なんですけど、今後どうなるんですか。

○教育総務課長

今後の見通しは、まだ具体的には決まっていますが、どうしても相手の方が職員の責任問題というところを市側に主張されております。そこについては、市としては責任を問えないのではないかという判断ですので、そういった部分については市に、話を持ってきていただいてもお答えできませんというような回答になろうかと思いますが、それ以外の損害賠償については、弁護士さんを含めお話を続けていくと考えておりますので、相手の方がどのようにアプローチをされてくるかいうところを待ちます。

○委員長

まだわからないんですね。

○教育総務課長

ええ。

○委員長

裁判に訴える、そういう可能性もなきにしもあらずですか。

○教育総務課長

そうですね。御本人が言われているのは、そういったことはしないとされています。

○委員長

そうですか。

○教育総務課長

はい。

○委員長

ありがとうございました。じゃあ、そんなところでいいですかね。
では、ありがとうございました。

日程第3 協議・報告事項

○委員長

次、日程第3 協議・報告事項に入ります。

では、(1)の10月及び11月臨時市議会について、部長さん、お願いします。

○教育部長

10月の28日に臨時議会が予定されております。昨日告示をされまして、議案説明が行われたところであります。付議する議案としては全部で4件あるんですが、その中の1件が教育委員会に關係するものであります。作手小学校、それから山村交流施設の工事請負の締結についての議題があります。第2回目の入札で落札されましたので、それを受けての議会の議決を得るということをやっています。それが10月の臨時議会です。

それから、11月の13日に今予定されておりますけども、臨時議会が開かれる予定であります。これは、議会の議長を始め役員を選出のための臨時議会であります。これは、2年に1度行われるものでありまして、そのときに教育委員会から教育委員さんの選任の案件を上げていく予定であります。ことしは、11月の28日をもって川口委員が任期満了になりますので、翌日11月29日からの教育委員さんをどうするのかということで、議会の選任の同意を得るということであります。今の予定では、引き続き川口委員をお願いしていきたいという考えであります。

私からは以上です。

○委員長

ありがとうございました。今の件はよろしいですか。

○教育長

関連して、臨時教育委員会会議をいつ行うかもこの場で決めておいたほうがいい。

○教育部長

はい。原田先生が今委員長であります。委員長の任期は1年ですので、11月28日が委員長の任期満了になります。ですので、11月29日以降の新教育委員長さんを決めていただく臨時教育委員会会議の開催が必要になると。これは曜日に関係なく11月29日に行います。その予定です。

○委員長

これは、交渉予定にあるということですね。

○教育部長

そうです。

○委員長

それと、教育長が言われるのは、総合教育会議に向けての臨時教育委員会会議のことですね。

○教育長

それもあるんですけど、とりあえずは今の件について。

○委員長

とりあえず今のね。

○教育長

29日に。

○委員長

これは、前から決まっていたね。

○教育長

はい。時間は。

○教育部長

時間は、まだ委員さん方の御都合にあわせたいと思います。

○委員長

終わった後に市長さんから。去年、そうだったような気がするんだけど。3時ごろじゃなかった、去年。

○教育部長

こういった形でも、時間も前後して構わないです。議会が通りますと新しい委員さんの任期が始まりますので、市長から辞令交付がございます。この辞令交付は翌日30日、月曜日の1時から、総合教育会議が1時半からありますので、その前に市長室で辞令交付が行われます。ですので、辞令交付とちょっと前後いたしますけども。

29日は、先ほどの各課の報告にもありましたように、午後が静かなる調べ～交響詩「豊川」～のコンサートが大ホールであります。

○委員長

午後があるので、午前中のほうがいとそういうことですね。

○教育部長

できればですけども。特に都合つかなければ、午後でも。

○教育長

そのコンサートは14時からなもので、13時からやるという方法は。午前中には、いろいろ作文コンクールの表彰式やらロータリーの会やらいろいろ予定されています。

○教育部長

そのようにいたしますか。1時から。

○教育長

場所が向こうでないとだめ、どこか借りられれば。

○教育部長

そうですね。後を考えてね。

○教育長

日曜日。

○委員長

私は、どちらでもいいと思いますが。1時にしますか。

○教育部長

日曜日ですので、例えば本庁の政策会議室を使うってことも可能かなと思いますので、大分近いところで、文化会館の近いところで。

○委員長

委員さん方、どうでしょうか。

○委員

いいです。

○委員長

いいですか。13時からということで。

では、皆さんいいということで。

○教育部長

11月29日13時から、場所はまた押さえてから、各委員さん方にはお知らせしたいと思います。以上です。

○委員長

では、(2) 工事請負契約の締結について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

ただいま、部長からも説明が若干ありましたが、10月28日に開催されます臨時市議会に工事請負契約の締結についての議案を上程します。

資料の4ページをごらんください。

この議案は、作手小学校の新校舎及び山村交流施設の建設工事を行うため、工事の契約に際しまして新城市議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定によります議会の議決に付すべき契約であります1億5,000万円以上の工事に該当するため、上程するものです。

工事は、平成27年、28年度の2カ年継続事業となっております。契約金額については、記載のとおり15億984万円で、契約の相手方は波多野・三河特定建設工事共同企業体ということであります。工期は、議決を受けた当日から490日としております。

説明は以上です。

○委員長

何か御質問ありますか。

波多野・三河特定建設工事共同企業体というのはどういうことですか。ちょっと教えてください。

○教育総務課長

下に構成員が書いてありますが、株式会社波多野組と、三河建設工業株式会社、この2社が合同になって工事を請け負うというものです。代表の波多野組のほうで、こういった契約とか、工事の進捗など進めていくことになっております。

○教育部長

今回の工事は、15億円の規模の大変大きな工事発注になります。で、金額によってどのランクの事業者によってもらうかという1つの基準みたいなものが市にはあるんですが、そうしますと市内業者では、ほんとに荷が重いという規模になってまいります。ただ、一方で市内業者の育成という部分もあるものですから、外の大きな業者と市内業者が共同で工事を請け負うというような形をとるとい

うものでございます。

○委員長

何となくわかりました。

○教育部長

大きな工事は、こういった形、共同企業体というものをつくってやるケースが多いです。

○委員長

ありがとうございました。

○委員

もう1個、いいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

構成員で会社、これ営業所でも、こうやって契約するという形になるんですか。

○教育部長

これは、規模によって、経営診断というものをやっておるものですから、点数化してありますので、何点以上の事業者のほう、それからどこの地域の何点以上の事業所というような形の指定をしますので、ですので、要するにこの地域に本店もしくは営業所を置いてある事業所というような形をとりましますので、それはその時々で決めていくものであります。

○委員

じゃあ、営業所という場合もあるわけですね。

○教育部長

あります。

○委員長

どうぞ。

○委員

建設費は以前合併特例債を使えるということを知ったことがあるんですが、そうなんですか。

○教育部長

今回は、この作手地域は過疎債という起債を発行することが可能な地域であります。合併特例債も使えないことはないんですが、どちらがいいのかというてんびんにかけてときに、過疎債のほうの方が合併特例債よりもよりいいんだということで、今回は過疎債を財源に契約していくという動きでございます。

○委員長

それでいいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、次へ行きます。(3)新城市立学校設置条例の一部改正について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

新城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

これは、鳳来北西部地区の4小学校統合によりまして廃校となります、鳳来西小学校、海老小学校、連谷小学校を条例から削除するものであります。改正の施行日は平成28年4月1日です。この改正条例を12月の定例会市議会に上程しようという予定です。

新旧対照表を見ていただければ、条例の改正文が載っております。

説明は以上です。

○委員長

この件についての御質問はありますか。どうぞ。

○教育長

確認をしておきたいんですけども、この4校が統合して鳳来寺小学校になるということで、鳳来寺小学校の名称が変わらないので、吸収合併じゃないかというようなことを言われる方が見えるんですけども、これは「対等合併」という前提でやっております。

したがいまして、鳳来寺小学校、名称は変わりませんが、新たに校章も校歌も制定するといったことから、新たな学校の発足ということが理解できると思います。

ただ、こうした事務上の手続でいうと、この名称と場所是一緒ですので、鳳来寺小学校を継承するというようになりますけれども、新たな学校という考え方で進めていきたいと思っております。

ただ、例えば、卒業証書の番号をどうするかといった問題がありますが、結論はまだ出てないんですが、鳳来寺小学校の伝統を引き継いでそのまま鳳来寺小学校という名称の卒業生がふえていくととらえますと、鳳来寺小学校の本年度の最後のナンバーを引き継いだ次のナンバーが新たな卒業生のナンバーになっていくわけですけども、そういう形がいいんじゃないかと思うんですけども、それでは吸収じゃないかという考え方が出てくると、新たに1番から始めるということになるんですが、そのあたりを教育委員さん方の御意見を伺って方向づけることができれば、対等合併ということがより多くの方に意識づけられるのではないかと思います。

だから、実質対等合併、事務手続上継承という、これは確かなことなんですけれども、細かなところで、特に卒業生のナンバリングはどうなんだという。今度きつとまた卒業日を控えると話題に上ってくると思いますので、委員の皆様方の御意見をお聞きしたい。

○委員長

どなたからでも。

○委員

僕は、鳳来寺小学校の名前のおりで、そのまま連番で続けていけばいいんじゃないかなと、単純に思います。

○委員

もう一遍確認したいんですけども、校歌、校旗、校章はどうなる。

○教育長

新たに。

○委員

新たにですか。

○教育長

はい、新たに作成します。

○委員

新たに作成するのでしたら、それはそれでおいといて、鳳来寺小学校で今までの続きでいいと思います。一方を新たにしたということは新しい学校だっていうことだと思いますので、皆さんの意見と同じです。卒業式の番号は続けていただく。

○委員長

どうぞ。

○委員

鳳来西、海老、連谷は閉校ということになるわけですけど、鳳来寺小の場合は閉校ではないわけですね。一旦閉じるということではなくて、そのまま継続する流れですよ。校旗・校歌の制定は別として、卒業生の番号は継続でいいのではないのかなと思いますが。

○委員長

どうぞ。

○委員

閉校でないならば、続けられたらよろしいかなと思います。

○委員長

閉校じゃないから番号を続けるということは、ちょっと微妙なところがあるんだけど。何ていうかね。新しい学校ではあるけれども、一部分そういう事務手続上のところは、便宜的なことで続けたほうがいいと、そういうことなんですか。

○教育長

条例上は、鳳来寺小学校が継承していくという形、今提案したような形になりますので、そのまま鳳来寺小学校を継承して、鳳来寺小学校卒業生というのはそのまま加算されていくという、今の考え方になりますけど。

○委員長

しかし、学校の内容としては対等合併であるから、先ほど言ったように校章だとか、校旗だとか、校歌も新たに制定し直すということなんですよ。しかし皆さん、そういうことでいいという。そういう意見が多いので。

○委員

名前が変わっていれば、それは1番からでいいんでしょうけど。何だかんだいっても名前が残るので、そのままがいいんじゃないかという。

○委員

皆さん、どう思われるんですかね、地域の皆さんたち。新設校だったら、ほんとに1番からだと思うんですよ。でも、新設じゃないですよっていうことになっているのに、また1番からっていうと、だから鳳来寺小学校の卒業生、1番が2人いますみたいな感じで、何だか、そこはどっちにしてもちょっと変だなという感じになるじゃないですか。

○教育長

番号、新たにすれば同じ学校の卒業生で同じ番号が2人出てくるわけですね。

○委員

2人、出てきちゃうんですね。だから、新設して鳳来寺小学校だっということでないのであれば、やはり。

○委員長

はい、教育部長。

○教育部長

これは、ここの鳳来北西部地域に統合の話を持って入って、地元で組織をつくっていただいた初めてのころの話なんですけど、時期がくれば3校は実質閉校になるわけです。で、そうしますと、それぞれでまた閉校記念誌つくって、閉校式典をやらないかんねというのは、その3校についてはその話が当然のごとく出ている。じゃあ、鳳来寺小学校はどうするんだという話のときに、鳳来寺小学校は継承なり、新設なりは別にしても、実態として変わらない。それから校名も変えずに鳳来寺小学校を継承していくという中で、いわゆる閉校記念誌だとか閉校式典というものは、鳳来寺小学校としてはやらないつもりだというお話があったわけです、鳳来寺学区から。それを、ほかの学区の選出されていた委員さんも当然その話を聞いておるんですが、そのことに対して、いやいや対等なんだから鳳来寺も一緒のようにやるべきじゃないかっていうような意見が全く出なかったんですね。

ということは、この卒業証書の番号も従来どおり継承をしていってもらって、次の番号から継承していても、別に地元から何かというような話はないじゃないかという感触は受けていますけどね。

○委員長

なるほど。私はどっちかというところ、地域の方は二つの意見があって、鳳来寺小学校の学区の方はそれでいいよと。ただ、残りの3校はそれだと何となく不本意じゃないかというそんな意見が出るのかなと思ったんだけど、そうじゃないんですね。

○教育部長

はい。

○委員長

そうじゃないんなら、今の皆さんの意見でいいかなと思いますけど。

○教育長

ないとは言いきれないので、結局問題にしたわけなんですけどね。

○委員

今、部長が言われたことも、それぞれが閉校記念式典等やるというのは、それ海老小の話だったり、連谷小の話だったりしますよね。で、それはもう言ってみれば現鳳来寺小学校が決めることなので、そこに関してまでよそが口出ししませんよってということかもしれないですね。

ただ、これで来年の4月以降ということになると、それはもう今度は自分たちの問題でもあるので、その数字の話が、いややっぱり1番からやってくれっていう、またその考え方の切りかえはあるかもしれないので、一つ別の考え方も出てくるので、教育委員会でそこでどういうふうに考えられるのかということも今求められましたけど、感情に配慮したことだったりするので、推しはかりかねるなということはあるところなんですけど。

○委員

自分も地元の意向が一番重要だと思うものですから、今部長さんのお話では、3校からは特別意見も出なかったという経緯があるということですね。鳳来寺は一旦閉校という形をとらないわけですの

で、鳳来寺小学校としての昔からの歴史、伝統はずーっと引き継がれていくわけですよ。

それでも別に構わないということであれば、卒業生の名簿も当然継続で問題ないんじゃないかなと思いますけどね。仮にいったん閉校にするのであれば、新たな鳳来寺小学校として歴史をスタートすることになるわけですけど、どうもそういう形ではなさそうなので。

○委員長

そこは明確なんじゃない、閉校しないならそのままがいいと。そういうことですね。じゃあ、大体そういう意見でまとまったということ。

○教育長

作手小学校は、1校になったときから1番から始まってますね。

○委員長

そう。

○教育長

そうだと思います。

○委員長

それはもう全く新しい学校だから、それは当然1番からですよ。

○委員長

今度、学校訪問で確認します。

○教育長

ただ、3年前に4校が1校に統合して南北校舎となったわけですので、どのように番号を付けているかは校長権限のうちですので、関与していないのでよく把握していないんですけどね。

○委員

順番があるんですよ。どういうふうに順番にするかというのが。

○教育長

南北校舎に分かれていて、例えば南のほうから1番から10番までで、11番から北が付けているのでしょうか。1校になってもその続きをつないでいくという形なんだろうね。

○委員長

そうですね。作手小学校には、既になったわけですからね。

○委員長

では、(4)へ入ります。中学生教育講演会について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

特に資料はございません。口頭にて説明させていただきます。

新城ライオンズクラブから、創立55周年記念の企画として地域の子供たちの健全育成のための事業を行いたいといったような申し出がありました。そこで、学校教育課ではこれを受けまして、中学生の1・2年生を対象とした教育講演会を企画することにしました。日時ですが、12月2日水曜日、一応13時10分を予定しております。若干変わるかもしれませんが、文化会館の大ホールにて講演会を行いたいと思います。講師は元中日の選手、楽天から中日に戻った山崎武司さんを講師としてお迎えして行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長

何か御質問等ありますか。

○委員

すぐ気になるのは、子供たちの輸送のことです。その経費とかバスの手配はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

経費は全てライオンズクラブが持ってくれますが、企画の細かいプランとか配車計画等につきましては学校教育を中心に進めていく予定です。

○委員長

いいですか、はい。

○教育長

ちなみに、その日は15時から中学生の海外派遣報告会がございますのでよろしくお願いします。

○委員長

これは、教育委員も聞きたければ聞けるんですか。

○学校教育課長

そうしようと思いますので、席は1・2年生合わせても千人いきませんので、ライオンズクラブの方と今のところまだ詰めがしっかりできておりませんが、35名ぐらいと言っていましたので、まだ席の余裕はあるかと思えます。ただし、一般の方にはお知らせしません。一般の方までどうぞということになると、誰がよくて誰がよくないということになると困るものですから、あくまでも学校関係者ということに絞って行いたいと思いますので、御了承いただけたらと思います。お願いします。

○委員長

それじゃ、(5)、学校教育課、続けてお願いします。

○学校教育課長

新城市中学生海外派遣団の報告会であります。皆様のお手元に、封筒を御用意させていただきました。12月2日15時から文化会館の大会議室にて報告会を行いますので、御臨席をお願いいたします。

先ほどの講演会が、実際のところは13時10分から始めても20分ぐらいはライオンズのセレモニーが入ってくると思いますので、実際に始まるのは13時40分か45分あたりではないかと思っております。ですが、この報告会はもう15時からということに決まっておりますので、申しわけありませんが、これには時間に合わせて参加していただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、講演会は一応大きな流れでいいますと、山崎選手のお話が大体90分ぐらいの予定になっておりまして、それで60分ぐらいは実際のお話、10分ぐらいは野球部、あるいは野球に関することをやっている子が、各校1人ぐらい舞台上がって、素振りを見ていただいたり、質問を受け付けたりしていただいて、交流みたいなことをしていきます。多分終わりが15時10分ぐらいではないかということですので、時間内で済むのではないかと考えております。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長

では、今の点について何か御質問等ありますか。

では、(6)、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課参事

お願いします。7ページをごらんください。

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、12月定例議会に議案として上程する予定の案件でございます。

地元への譲渡協議が整いましたので、北公民館、大宮公民館、須長公民館、出沢公民館、市川公民館の5館について、公民館の設置及び管理に関する条例から削除するものであります。

公共施設のあり方により進めてまいりました公民館の地元譲渡ですけれども、当初50の対象公民館がありましたが、今回の5館を含め33館の譲渡を終えることとなります。

8ページには、新旧対照表がつけてあります。その裏面には、各公民館の位置図が添付してありますのでごらんください。

以上です。

○委員長

この件について御質問等ありますか。

それでは、(7)スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課参事

それでは、第48回市民歩こう会の報告をさせていただきます。

今月の12日の体育の日に開催をさせていただきました。天候にも恵まれまして、無事に終了できましたが、これは先ほど申し上げましたけれども、土木課の第2東名の内覧会の行事とあわせて行いました。

当初、スポーツ課の歩こう会については1,780人の申し込みがありました。例年300人ぐらいの申し込みがあるものですから、かなり困惑をいたしました。これは、若干土木課の第2東名ウオーキングの発表とうちの歩こう会の発表がずれたということで、第2東名を単に歩いてみたい方がこちらに大分流れてきたということで、御案内を改めてしまして御通知したところ、キャンセルもありまして、最終的には422組、1,274名の参加ということでした。それにしても、例年の4倍という数になりました。

11キロコースと7キロコースということで分けて、第2東名を歩いてパーキングエリアまで行き、またさらに下をおりて川上の公会堂のところを回って、また総合公園まで歩いていくという11キロ、それから行きは歩いていき、帰りはシャトルバスで帰ってくるという7キロのコースということで、11キロの参加者が503名、7キロが771名ということで、バスを使おうという方のほうがかなり多かったということでもあります。

当初、土木課のほうの輸送もかなり厳しいのではないかとということで、最初は土木課のほうのバスを使って帰りの7キロの方の運送を考えておりましたが、ちょっとそのままでは厳しいということがありまして、市のバス2台と体育協会のほうからお金を出していただきまして、西三交通より大型1台を急遽お願いをして、ピストン輸送をしましたところ、何とか歩こう会の終了時間までに間に合うことができたということで、歩こう会の輸送についてはスムーズな結果となりました。

こちらのほうは、体育協会、スポーツ推進員、それから指導連絡協議会の方々73名のボランティ

アの方が従事していただいて、成功をさせていただいたということになります。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。何か御質問、ありますか。

○委員

何か5,000人ぐらい集まったっていう話、聞いたんですけど、それは。

○スポーツ課参事

5,000人っていうのは、多分第2東名の見込みが最初5,000人っていうことが、新聞発表では3万人という。

○委員

3万人、はい、そうなんですか。

○スポーツ課参事

はい。当初、我々、もう既に1,500人、600人というのは途中から出ておりましたけども、それ以外にクラブツーリズムという旅行会社が主催するのが60台、そこで2,400名、既にそれは受けておりましたので、それプラス市民の方が5,000人ということで、ざっと7,000人か8,000人そこいらだろうという読みが3万人ということだったそうです。

○委員長

混乱なく、無事に済んだんですか。

○スポーツ課参事

うちは、先ほど言ったように混乱はなかったんですが、いわゆる輸送のところで、帰りのバスは大渋滞でありまして、我々も上におりましたが90分の待ちという最大2時間ぐらいの待ちがあったそうです。

○委員長

なるほどな。

○スポーツ課参事

うちは、歩こう会のワッペンを張っていったので、その方は全部下の川上の公会堂にバスをして、そこら辺におろしてから、そこからピストン輸送させたので、そういう方を誘導し、下から乗ってくださいという形でやったところ、スムーズにいきました。

○委員長

頭、よかったね。

○教育長

トイレにしろ、食べ物にしろ、もう大変な状況でしたね。

○委員長

大変だよな。

○教育長

インターチェンジからパーキングエリアまで、切れることなく長蛇の列でいっぱいでした。それから公式発表3万人ということですけど、それ以上の方々が見えたんじゃないかと想定できます。食べ物は大体11時には終わっておったと。だから、ツーリズムの方々も、もしあれ弁当用意してこなか

ったら、ちょっと混乱が起きたんじゃないかぐらいの様相でした。

○委員

今後、東名の開通前に、こうしたイベントとかがあって何かあるんですか。

○スポーツ課参事

一つは、今うちのほうではないですが、観光協会がかかわってる12月に自転車競技というか自転車で走ろうというのがあります。広域的なものでありまして、そちらについては、スポーツ課としてはタッチしておりません。

○委員

JTBが。

もう2,000人ぐらい来てるんじゃないでしょうか。

○委員

これはJTBがやっている。

○教育部長

12月の6日、日曜日です。

○委員長

(8)について、同じくスポーツ課、お願いします。

○スポーツ課参事

スポーツツーリズム総合推進体制ということでもあります。

私がこの4月から、スポーツ課の参事、DOS参事という形でいます。一昨年からスポーツツーリズムをどうしていくか、それから、DOSをどうしていくかということで、機構改革を前提に、庁内で議論もされておりました。それで、昨年度も関係部課長が集まって会議を行っていたところ、3月までに機構の改革ができず、今年度機構の改革に向けて議論していくという特命が決まったわけがあります。

当初、昨年までの経過を受けまして、スポーツツーリズムということで、来年のDOSをどうしようかというテーマでワークショップを開きました。そのワークショップについてはスポーツ課の職員、観光課の職員、それから機構改革がありますので行政課の職員、それから市政全体を見る企画課の職員、それから人事も絡むので人事課の職員ということで、副課長以下から係長クラス、それからスポーツとか観光については担当者まで寄りまして、ワークショップを開きました。そこには市長からの御挨拶いただきまして、自由な発想で来年、DOS、スポーツツーリズムどうしたらいいかという議論をなささいということで、6回ほどやりました。

議論の内容については、まだ最終でてないので、ちょっと委員会には上げておりませんが、なかなかやはり難しく、いろいろ議論を重ねました。それで、DOSを来年どこへ持っていかうかという話の中で、企画系なのか産業振興系なのか、それとも新しくいわゆる市民協働の観点からやると、この三つの議論をしながら、今このワークショップとしては結論を出し、また庁内応援がやはり大事、それから庁外応援どうしていくかというようなところを検討しまして、またもとの部課長会議へ報告をし、副市長に報告をしたところでもあります。

それを受けまして、DOSをどこに持っていかただけではなくて、市の全体の機構がそもそもバランスとか、そういうことも含めた中でやるべきだというのが市長、副市長の最終的な結論をいただき

まして、急遽10月の20日、10月の26日、11月11日、11月17日、4回程度会議を行字
ことになりました。今回は総務部長、企画部長、それから教育部長、産業立地部長の4部長、それか
ら機構を担当している行政課長、それから企画課長、それから人事は今回おりません。それからあと、
スポーツ課として私、観光課として観光課の担当という者が集まりまして、スポーツツーリズムの観
点だけの取り組みだけではなく、企画・行政・産業・観光を含めた全庁的な取り組みとなるよう機構
の改革会議というのを開くよう指示がありました。今、10月20日に既にやっております。

今回、来年度の機構を変えるということになりますと、12月議会に機構の条例案を出さないとい
けないものですから、機構改革とあわせ条例変更しなければいけないものですから、そうしますと、
11月の25日の経営会議、それから教育委員会のDOSを動かすということがありますので、11
月26日のこの当教育委員会会議、それから最終的には11月の30日の総合教育会議、ここにか
けるべく部長さん方はじめ、議論を進めているという状態であります。

最終的には、その結果を受けて皆さんに報告をし、また総合教育会議で議論していただきたいと考
えています。また、詳細についてはそのときに御報告させていただきたいと思っておりますが、ちょ
っと資料のない中で御説明をいたしました、流れとしてはそういう状況になったということで報告
をさせていただきました。

以上です。

○委員長

何か質問あったらお願いします。

じゃあ、ありがとうございました。

日程第4だけども、ちょっと会議が1時間過ぎてるので、一旦ここで10分休憩をとります。今、
56分ですので、16時5分からということをお願いします。

午後3時56分 休憩

午後4時05分 再開

日程第4 その他

○委員長

それでは、再開します。

日程第4 その他、(1)、教育総務課、お願いします。

○教育部長

私から。

○委員長

では、教育部長。

○教育部長

総合教育会議にかける議題についてということで、11月30日に予定されておりますので、御説
明をさせていただきたいと思えます。

今、お手元にお配りをした3枚ほどのホッチキスどめの資料でございますが、冒頭に教育大綱、そ
れから教育長決裁規程、それと教育予算編成、教育方針の策定スケジュールが載っておりますので御
目通しをさせていただきたいと思えますが、ちょうど真ん中ちょっと下あたりに、第2回総合教育会議、1

1月30日月曜日、13時半から行われます。ここでの議題につきましては、教育大綱どういうふうにするのか、それから教育長、新教育長の決裁規程、それから市長から宿題をいただいております教育予算編成方針について。それと、先ほどスポーツ課からありましたスポーツツーリズムの総合推進体制についてという議題が、この30日の大きな議題として上がってくる予定でございます。

スポーツツーリズムの総合推進体制については、別の形で動いておりますので、そちらのほうに任せるとして、ほかの三つの議題、教育大綱から決裁規程、教育予算編成方針についてでございますが、次のページをちょっと見ていただきますと、新城市教育振興基本計画、新城市教育の大綱ということで、全体の構成、これが目次に似たようなものなんですけども、このような構成でつくっていききたいなということを今考えておまして、特に大きな5番、学校教育から始まりまして、11番スポーツ振興までが、それぞれの教育委員会の各課、部課で今作成中でございます。それで、一部教育長、私と担当の課長とでその議論を始めたところでございますが、まだ中途でございますので、もうしばらくお持ちいただきたいと思っております。

それで、2枚目のところで、例えば5番の学校教育というところ、これ、学校教育課が担当するわけでございますけども、(1)として学校教育基本方針、それで(2)として学校教育の事業ということで、まずはそれぞれの項目ごとに基本方針というものをA4で1枚程度にまとめていくと。それと、その基本方針にのっとった各種事業というものがその後ろにずっとついていくというようなスタイルにしようかということを考えております。

それで、その各事業につきましては、3枚目のおおむねこのような内容が網羅されるというような形になると思っております。

こんな形で今、これの具体の作成を進めておりますので、またでき上がりましたら委員さん方に御目通しをいただきまして、御議論いただきたいと思っております。

これが教育大綱の関係であります。

それから、教育長の決裁規程でございますが、これにつきましては、現行は非常にわかりにくいです。教育委員長さんのお立場、それから教育長のお立場というものがあまして、明確に委員長さんの権限、教育長の権限というものがよくわからないような規定になっております。で、今度新教育長になりますと、今の教育委員長さんの権限と従来からの教育長の権限が合わさるような形になります。そうすると、権限がふえると同時に責任もそれだけ多くなっていくということでもありますので、しっかりした責任の所在というものを明確にしておく必要があるんであろうということで、教育長決裁規程という話が出ております。

それで、これは今法務係のほうと鋭意協議中ではありますが、よその市町では決裁規程をつくっておるところもあります。それなんかをしてみますと教育委員会だけで、こういった項目は教育長が決裁をする、こうした項目は教育部長が決裁する、こういったものは、所管課の課長が決裁するとかというような一覧表みたいな形になっておるところも見受けられます。現行、市の決裁規程というものがあまして、同様なものになっております。それで、教育委員会は市の決裁規程を準用する、同じように事務決裁をしていくというような形になっております。

それで、教育長だけじゃなくて、教育部長以下課長の決裁権限を同じところで規程をしていくという話になりますと、市長部局の決裁規程と重なる部分が出てきます、教育部長以下の部分については、これは、歩調を合わせなければいけませんので。そうすると、わざわざ同じものを二つつくる必要があ

るのかというような観点、それからもう一つは市長部局の決裁規程が、市の決裁規程が改正された場合に、同じように改正をしていかないといけないというような事務処理の煩雑さというものも出てきますので、教育長に限った、教育長だけの権限というものを決裁規程に盛り込んでいったらどうだろうかというような議論も、今法務のほうとしておる最中でありますので、もう少し煮詰まりましたら御報告させていただきたいと思っております。

それで、冒頭に、なかなか今現行では明確になってないというお話をしましたが、全く何もないのかというとそうではなくて、教育長に委任できる事務はこういうものですよっていう事務委任規程というものが今あります。で、これは規程の仕方としてはいろいろな項目がずーっと羅列してありまして、これ以外のものは委任できますよというふうなうたい方になっております。例えば、教育財産を処分するなんていうのは教育長だけで決めてしまうということにはできないんですね。ですので、こういった教育委員会会議に諮って、決をとって決定をしていくというようなものとか、たくさんあるんですけどもそういったもの。それから、教職員の異動なんかも、人事異動なんかもそうかと思っておりますけども、教育委員会会議に諮る。それから、教科書採択なんかもそうですね。そういったものは、教育長限りでは決定できませんよというふうなものがあります。

そうしますと、何か物事の対象を逆に見なければいけない、反転して見なければいけないというような規定になっておりますので、そういった事務委任規則がありますので、ひょっとしたらこれ可能かどうかちょっと現時点で定かじゃないんですが、事務委任規則をやめてしまって教育長決裁規程というものを、ぼんつくっちゃうっていうのも一つの手だというようなこともありまして、そういったことも踏まえまして、一番合理的な規程というものをつくっていきたいということで、今行政課の法務係のほうと調整中であるということでもあります。

それから、もう一つ、教育予算編成方針であります。私が主になっていろいろ考えてはおるんですが、非常に難しいです。こういった自治体の予算編成方針というのは、市長、首長の専権事項でありますので、それを侵すということはそれはできない話であります。で、今新城市は枠配分方式という方式で予算の編成をしております。各部ごとに財源を配分して、この中で予算要求、予算を編成して、予算要求をしてくださいというような形になっております。教育委員会だけが、ほかの部局と何か違う特別な存在であるかということ、全くそれはないです。ほかの部と同じような形で配分がされてきておるということでもあります。

それで、今の市長は教育費への予算配分というのが、今の状況、現状が適正かどうかというのには、クエスチョンマークがつくという認識でおられます。それで、これは日本という国もそうなんですけども、先進諸国の中では最低の教育予算のシェアだというようなこともありまして、そういったものがこういった地方教育のほうでも反映しておるといふ部分もあります。

新城市も教育予算がぐっと多いかということ決してそうではない。年度によっては多いときもあります。例えば、大きな建設事業をやるっていうと教育費用のところは伸びるわけでありまして、それは一時的なものであって、それはそれで別に考えるべきなんだろうなっていうことを思っております。やはり、中心は新城市教育をやっていくための経常的な予算というものがどうなんだという視点でやはり考えるべきであろうと。臨時的な経費、建設費用でありますけども、それはまた別の次元で議論をすべきであるというようなことを、ちょっと考えております。

それで、向いてる先は現行の配当枠というものでは不足をしておるといふ現状をちょっといろんな

過去のデータやなんかも積み上げて、デジタル化して明確にしたいなということを考えております。それで、片や毎年校長会要望というのがあって、各学校からこんな経費が必要ですよという御要望をいただいております。それっていうのは、もう学校教育の最前線の先生方が実際に現場を見ての要望になりますので、一番正しい見方をされておるのではないかなということが言えます。正しい見方というそれが実態をしっかりとつかんでおるということになりますので、そういったものを一度積み上げてみたいと思います。そうするとどのぐらいになるのかと。

それで、恐らく現行の予算措置をしている配分と要望とは大きく乖離をしておるはずであります。ですので、要望を全て満たすだけの予算を教育に配分してくださいというのは、なかなか全体から見て難しいのかなという感じはしますけれども、それでも少しでも配分を上げていくというようなことをすべきであろうなという、そういった方向を向きたいと思っております。

ただ、やみくもに予算をもっとくださいと言ってるだけでは全く能がない話であって、一体それだけの予算がなぜ必要なんだ、新都市の教育をこんなふうに持っていきたい、そのためにしっかりこれだけの財源が必要なんですよという基本的な考え方みたいなものはしっかり押さえていく必要があると思います。それがないと、説得力は非常に欠けるというような形になりますので、その辺はまたこの教育委員会会議で御議論をいただく必要が出てくるのかなという気がいたします。

それと、もう一つ思うのは、あまりがちがちに決めてしまうというのもどうなのかなというふうに思います。何%増しというような形で、ぽつと仮にそれを飲んでくれたらという、教育委員会からの要望は飲みましたよね、もうそれ以上だめですよっていう話に勢いってきます。そうすると、どうということが起きるかという、増えたときはいいんですけども、その状態がずっと続けていけるかどうかという、またこれはずっと先になって、新たな教育需要というものが出てくる可能性というのが十分あるわけでありまして。それでだんだんこう改善をしていって、よりいいものにしていかなければならないはずですので、そうするとそのときに財源が要る。どこかから持ってくる財源が、そのときに出ればいいんですけども、それが出ないとなると、一旦は上がったはいいですけども、そのままの状態がずっと続く可能性があるということで、あまりがちがちに考えてしまうのも、長い目を見たときにどうだったかというような思いもちょっとありますので、その辺はいかにさじ加減というか、バランスをとっていくという必要も出てくるのかなということを思います。

それと、今までお話ししたのは、予算枠をどういうふうに確保していくのかという視点でお話をしましたが、もう一歩下がって、先ほどこちよつと発言が出たんですけども、今地域自治区の制度があって、自治区予算で教育予算も相当盛り込まれております。私どもとしては、非常に助かっておるわけでありまして、本来自治区予算で何でもここまでみないといけないのか、きちっと教育委員会の予算でやるべきじゃないかというような議論も今出てきておりますので、そういった声が出てきておるということは、教育委員会が考えておる市全体の教育の予算配分をどういうふうにしていこうかという見方と、それぞれの地域でのこの見方というものは、やはりちよつとずれておるということが考えられますので、そういった自治区地域協議会との連携というんですか、そういった仕組みも考えていく必要もあるのかな。

それで、冒頭教育長が申し上げましたように、もっと若い高校生ですね、若者の声を吸い上げるといような仕組みも検討に十分値するんだろうなという気がしております。ですので、直接的ではないですけども、間接的に議論の場を広げていって、多様な意見を吸い上げてそれを反映していくとい

う仕組みもやはり考える必要があるかというふうには思っておりますので、ちょっといろいろ考える
とだんだんと大きくなってきておりますから、まとめるまでに当然時間がかかってしまうという話には
なるんですが、ただ視点としてはやはり外せない視点だろうなということを思っておりますので、
そんなことをちょっと思い描いています。

それと、もう一つはちょっと別枠で考えるべきだといった大きな投資的建設事業については、市内
たくさんの学校施設を持っておりますけども、その整備計画というものが現状今しっかり事務局で
持ち得てないんです。今まで、耐震化をひたすらやってまいりました。これは耐震化率100%まで
持っていきました。それが終わることになりましたら、学校の統廃合という問題が発生をいたしました
で、黄柳川小学校、作手小学校、それから鳳来寺小学校というようなことで大きな建設事業が上がっ
てきておるといことで、そちらのほうにいきます。だから、どっといってしまっておって、将来的
な施設整備計画というものが、今しっかり持ち得てないという状況がありますので、それもまたしっ
かりやっていかないといけない。今担当課のほうで進めつつはありますが、従来の視点からだけでは
不足をするような状況になっております。

どういうことかということ、昨年度末に公共施設白書というものをつくりました。それをもとに今年
と来年度、2カ年かけて公共施設の総合管理計画というものを市全体でつくっていきましょうという
のがあります。そのときはどういうことかということ、老朽化してきた建物を従来どおりにさあ建て替
えましょうってどんどんやっていくと、とてもではないですけども、お金のほうが追いつかない状況
になってまいります。いわゆる、高度成長華やかにしころにずーっと建設した建物がいっぱいあるわ
けです。それが、ここにきてもう老朽化してきて、更新の時期を迎えつつありますので、同じように
更新ができるかということ、経済状況そんな以前の状況ではありませんものですから追いつかないとい
う状況があります。

ですので、もうこれはたたんでしまってもいい施設とか、いやこれは残さなければいけない施設で
すよ。残すとしたら、建てかえるのか、長寿命化ということで手を入れて寿命を少し延ばすというよ
うなことをやって、建て替えの時期を一時期にかさならないように少し先に伸ばして、なだらかにす
るといようなことを考えていかなければなりません。

それで、市内の公共施設の中で、築30年を超える施設というのはほとんどが学校施設なんです。
ですので、教育委員会、そこらも踏まえた上でこの将来的な施設設計計画というものをつくってい
かなければならないという新たなこの要因、条件そういったものが出てまいりましたので、少しこの施
設計画をまとめ上げるまでに時間が必要になってきておるといことでありますので、ただ、大ざっ
ぱなところは年度内ぐらいに何とかならないのかなというような気持で、今おるところであります。

そういったこともありますので、ちょっと早急に更新を確定してしまうということがちょっとでき
ない状況に今あります。先の総合教育会議でも教育予算の関係につきましては、市長が少し触れてお
りますけども、今浮かび上がってくる大きなテーマの一つであると。市長は、いつまでにこれをやり
遂げちゃおうと、完成させてやるというようにことまでは言及はされていませんもんですから、少し
その議論のたたき台になるいろんな基礎データというものをこれからいろいろと集めてつくり上げて
いきたいというのが現段階の状況であります。

ちょっと長くなりましたけども、以上が当面の総合教育会議にかける議題の概要であります。

以上です。

○委員長

ちょっと確認ですけど、教育大綱のおよその成立の見通しはいつごろを考えているのか、そういう案はありますか。教育大綱をいつまでにつくり上げるのか。

○教育部長

先ほどお話しした教育大綱というのは、目標としては来年度に向けて、平成28年度、今年度はいきなり教育大綱は急にはできないものですから、3月に行いました教育長の教育方針説明、それから、学校教育課では概要版の教育振興基本計画ができ上がっておりますので、それにもたれていきましょうってというのが今年度の話であります。いわゆる向こう5年間ぐらいを見据えた教育大綱というものをつくっていかなければならない、それは来年度、平成28年度には5年間を見据えた教育大綱、教育振興基本計画なんですけども、そういったものをつくり上げていきたいというふうに思っておりますので。

○委員長

平成28年度中ということね。

○教育部長

早ければ、今年度中が理想形であります。

○委員長

今年度中につくりたいけど、それなかなか難しいので、平成28年度できるだけ早くとそういう意味合いですか。

○教育部長

でき得れば、今年度中につくり上げちゃいたいんです。今、その調整をやってる最中でありまして。

○委員長

平成28年度に向けて、今年度中につくり上げたいと。

○教育部長

そういうことです。これが、非常にスケジュールがタイトになってきておるんですが、本来であればきょうあらあらのものを委員にお示しできるとよかつたんですが、ちょっと間に合いませんでしたので、11月30日の総合教育会議に一応教育大綱の議題は上げていきたいと思っておりますので、その前に、直前ですけども26日に定例の教育委員会会議があると。で、これはほんとに直前ですので、このときに諮っていきなり30日の総合教育会議でしっかりした決定までみるような議論ができるかどうかというとなかなかという思いはあります。

○委員長

それで、さっき教育長からも、臨時教育委員会会議をどこかで開いて、少し委員さんの意見を聞く必要があるんじゃないかといってみえた。

○教育長

やはりそれをやらないと11月30日は迎えられないし、委員さんたちも何を考え、何を言っているかわからないと思うので、今自分のスケジュール見ると、11月10日と11月20日しかあいてないんですよ。

○委員長

私は10日の日ちょっと用事があるので、20日しかないな。

○教育長

20日、いいですか。

○委員

私は20日、済みません。

○委員長

だめ。

○委員

はい。

○委員長

10日は、10日なら。

○委員

10日は大丈夫です。

○委員長

10日だめ。10日だめな人が2人おるので、やむを得ないね。20日でよろしいということではないかな。

○教育長

それじゃ、20日の13時半から臨時教育委員会会議ということでいいですかね。

○委員長

じゃあ、13時半、臨時教育委員会会議。

○教育部長

20日だと時間も余りないもんですから、今私の手元にはまだしっかり目を通してない状況のものができておりますので、これを少し整理をした段階で事前に各委員さん方にお送りをさせていただいて、目を通していただければこの11月20日の臨時会議がスムーズに行くのかなと考えておりますので。

○委員長

そうですね。はい。

○教育長

それから、市長が強く要望してみえる教育予算の編成方針、これについては自治法29条のあの精神を尊重したいということであるので、やはり今までの財政執行の過程ではなくて、教育委員会としてどういう方向性、考え方に基づいてその予算執行のあり方を考えていったらいいのかという考え方を求めていると思うんですよね。

だから、そこら辺のまず理念と、そしてそのためにどういうシステムが必要かということになると思いますので、そこらを考えていきたいということと同時に、その裏腹で、決裁規程というのはスピード感を持って、現場のいろんな要望等に対応できる、ストレスを生じさせないようなそんな形のものに対して、やはり決裁がきちっとどこに責任があるのかということを示すことがスピード感を持った教育行政ができるということにつながっていくと思いますので、そういった観点で見ていくことが必要になってくると思います。

○委員長

今の2点についても、それじゃ事前の資料で報告くださると、そういうことでいいですか。一応原案か何かつくっていただいて。

○教育部長

そうですね。決裁規程も、はい。

○委員長

何もないところでは、とても足りないものですから。

○教育部長

そうですね。

○委員

一応この予算編成の方針は、教育委員会とてにかく方針としては出してくれと。市長としてということなんですか。

○教育長

しっかりと練る必要がありますね。

○委員

実際に予算全部つくかどうかは別としても。

○委員

行政のお金の使い方って、スピード感っていうところとはかなり離れたところにあるんですよ。これを解消していこうっていうのは、できるものなんですか。

○教育長

例えば、自治体においても、校長裁量予算とか、あるいは教育長のところで、ここだけは決裁できるという形で配慮してるところは、幾つかの市であります。今までの新城市ではそういうところはなかなか難しいということで実施できないとしてきたので、そこらあたりをどういうふうに考えていくかということになってきます。

○教育部長

今の委員のお話しですと、予算がつくのはついていいんですけども、実際にそれを使っていくということになります。それで、予算執行の決裁ルールというのは当然あるわけでありまして。これは、地方自治法に決められておるんですが、それを外れることは一切できません。その中でいかに動くかということになりますので。格段に予算執行のスピードが速くなるということは、現実問題としてあり得ない話です。

というのは、予算って税金なものですから、税金を間違いなく使うために使うルールというのががちに決められておりますので、それを外れた形では一切だめです、違法になってしまいますので。ですので、余り期待をされても恐らくそのとおりに、普通の任意の団体が予算を持ってさあ使いますよっていうような形には、全く行かないです。これは、学校へ予算を配分しても一緒です。そのルールは確実に守ってもらわなければいけないということですので、そのためには判こがたくさんいるだとかっていうことには必ずなりますので。

ただ、一つよりスムーズにするために、決裁権限を下におろすというとは可能なんです。例えば、今私が決裁の権限がある支出があるとします。それを、課長の段階で決裁ができるっていうふうにすることは、理論上は可能ですが、ただ教育委員会、市長部局とは違った形で教育委員会だけそれをす

ることができるかっていうと、これはまた市長部局と物すごく議論が必要です。今の私の感触だと、まずできないなという気がいたします。ただ、市全体の決裁権限を下におろしていくという方向は向いておりますので、今、最低の決裁権限者が課長職なんです。ところが、副課長職も管理職の位置づけなんです。副課長ってほんと軽微なものは副課長まで権限をおろしちゃってもいいじゃないかという議論は以前にしたことがあります。そのときは実現しなかったんですけども。

そういった方向は向いておりますので、権限を下へおろしていけば当然責任もおりてくるという話なんですけどね。そうすれば、判こをもらう時間というのは短縮できますので、よりスピーディーな執行というものができていくということがあります。

○委員長

今の部長さんのお話しだと、結構やっぱり法律にかかわるような内容で、予算のことも考えていかなければいけないもんですから、やっぱりそういうことを考慮すると、専門的な知識になる、そういう部長さんはじめ、そういう方々がある程度今後の見通しも考えて、原案をつくっていただいて、私たちがそれをもとにいろいろ考えていくというのが一番スムーズかなということを思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育部長

教育委員さん方には、どちらかというとなぜこれだけの教育費というんですか、そういったものが必要なのかっていう根本の理念みたいなものですね、そういったものを御議論いただきたいと思ひます。それで、私どもがそれを錦の御旗にして、細かなところで市長部局の担当と折衝していくような形になろうかと思ひますので。

○委員長

そういう部分しかできないよね。

○教育長

それから、今話題になっている地域自治区予算との線引き。ここをどうするかということについては、学校教育課程実施のために必要な予算は教育予算なんだけれども、地域ごとの特色によって行う、共育にかかわるものは地域自治区予算でいいと思うです。そこをごちゃまぜにしないように、きちっとした文言で線引きするということであれば、地域の方々にも理解していただけるのではないかと思ひ、これまでも教育予算としては必要最低限のものについては、全部担保し、補完してるわけですので。そこら辺をきちっと示していきたいなと思ひます。

○委員長

それは、私も今の教育長さんの意見と同意見で、やっぱり新城市の学校、子供たち全体にかかわるようなことはこれは当然教育委員会のほうで考える。けども、例えばここ今、きょう作手でやってるので、作手地区として地域の皆さんがこういうところをもう少し手当してほしいというような意見があれば、それはその独自性を発揮すればいいので、それぞれ中学校区で6つあるし、地域自治区は10でしたかね。

○教育部長

10地区あります。

○委員長

その地域の人たちが、教育に力を入れるのか、それとも土木に力を入れるとか、鳥獣対策に力入れ

るのか、それぞれ地域の特性があるものですから、それに応じて皆さんが知恵を出し合ってここに使おうということになれば、それがごく自然でいいのかなということは思いますけどね。

○委員

今の予算の決裁が早くなるというか、そういうところは余りにしなくて、それはそれでやればいいことですから。総合教育会議で、教育委員会と市長が、例えば教育予算編成方針とかを決めるときに、いわゆる現場のサイドが学校に必要な予算を配分するというものは、もちろんこれ大事なことだと思いますけども、そのトップがしゃべっている中に、ダイナミズムみたいな感じで、「これはやる」というようなものはここでは決めなくていいのかっていう話の一つ、頭の中にはあるんですね。

例えばですけども、とにかく新城市は教師の人数は国と県の予算で全部決められているけれども、例えば1億円かけて、年間500万円、収入として当たるものを20人の先生に。市長の方針として、教育委員会ともそれは合致した意見の中でそれはそうしようというような中で、ダイナミックに決められるものというのは、この中に入ってこないものかと。

○教育部長

ここらがですね、市長に聞いてみないと何とも言えないところなんですけど、それだけの、市全体の中でも大きな方針として市長が打ち出せば、それはそうだと思います。例えば、こども園の無償化というのがありましたですね。あれなんかまさにそうなんです。あれと一緒に位置づけというのが、市長が議会とけんかしてでもやるかっていうようなところまでいけばあるような話だとは思っています。

○委員

結局、我々が現場の先生の話を知っていると、「人がいない」という話と「環境が整ってない」という話ばかりですね。例えば、単体の学校からそういう予算が出てきたとしても、決裁早くてもたくさんのお金が落ちるということは、まずは考えられない。順番もあるし。統廃合すればその校舎には必ず行き届かなくなるということであるんだとしたら、これがいいかどうかは別としても、総合教育会議でいわゆる市長が決断として決めるようなことってというのは、民主主義の法則にのっとってできないですよ、というような話です。例えば、空調施設全部つけましょうという話も、要は学校単体じゃなくて、全体でそれを全部やってしまうとか。それから、放課後児童クラブのわい雑さとか、そういう人の手配とか、それももうここで予算として決めましょうという話をして、それが具体的に何年かで降りていくというようなそういう方針の流れの一つがあると、現場は助かるかと思うんですね。それができるかどうかはわかりませんが。

○教育部長

ちょっと今までの市長の発言を聞いていて、市長の頭の中でこの教育予算編成っていうところが、どの辺まで整理ができておるのかなってというのはあります。今まで聞いておる中では、市長の頭の中もまだぼくっとしておる感じがするんですね。であるがゆえに、ちょっと教育委員さん方に丸投げのような形でぼんと宿題が出たというような感じも受けんでもないですけどね。

ですので、教育の現場は教育委員会が一番よくわかっておるわけですので、そういった現場により近いところの視点で一度考えてみてくださいというのが、市長から投げかけられたものなのかなという気がいたします。

もう一つは、我々事務屋からすると、そういった大きな部分というものも当然思い描かなければい

けないんですが、それよりも先に現状というものがやはりどうしても目に見えちゃうんです。それで、現状の施設整備なんかにしても、決してオーケーだよという状況にはないです。年4回、定例の市議会があって、その度ごとに施設改修、営繕の補正予算を上げておりますので、もうほんとにどこまでやっても切りがないというようなのが現状でありますので、どこら辺で打ちどめするのかというのを、いよいよになったら考えないといけないですけども、ただ最低限子供の安全性だとか、そういったものは設置者として、管理者としてしっかり確保しなければならない。それすらもまだしっかり確保できてないというのが現状でありますので、まずはそのことからというような話になってしまうのですね。

○委員長

じゃあ、今の件は、これぐらいにしますか。

○委員

いいです、大丈夫です。

○教育長

総合教育会議の場というのはそういうことを議論する場ということですので、先ほどの市買い上げの教員というのは蒲都市でも、金原前市長が公約して、少人数学級開設、西三河のほとんどの市がやっておられます。でも、それは教育の機会均等から考えるとおかしなことなんですよね。本来、国と県が担保すべきものを、市の財政が豊かなところはどんどんどんどん市単独で採用できるというのは、機会均等じゃないですよ、不公平ですよ。幸い、新城市はそんなこと言われなくても少人数学級がほとんど成立しているの、都会の人には申しわけないけども、いい教育環境にあるということなんです。一部千郷地区では、40人に近い人数で大変なところがあるということです。

いずれにしろ、予算等にかかわる話というのは、総合教育会議の大きな位置を占める議題になってくると思います。

○委員長

それでは、事前に資料を送ってくださるそうですので、ちょっとそれを見ていただいて、20日の臨時教育委員会会議に臨むと、そういうことでよろしくお願いします。

(2) 文化課、お願いします。

○文化課長

(3) も一緒によろしいですか。

○委員長

はい。どうぞ、お願いします。

○文化課長

それでは、文化事業について2点、お知らせをさせていただきます。

資料の後ろから2枚目にチラシを付させていただきましたが、今年で28回目を迎えます「新城歌舞伎」を11月22日の日曜日、午前10時半から文化会館大ホールで開催します。今年度につきましては、ここにありますように、口上のほか四幕を御披露させていただきます。

それから、一番後ろですが、合併市制10周年を記念しまして、豊かなる調べ～交響詩『豊川』～コンサートを11月29日の日曜日、午後2時から文化会館大ホールで開催いたします。市民から募集しました山の湊しんしろ合唱団、それから豊橋交響楽団、長篠・設楽原鉄砲隊などが出演しまして、

合唱、それからオーケストラの演奏等があります。曲目につきましては、ご覧のとおりです。都合がつかましたら、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

○委員長

その他で、何か皆さんからありますか。どうぞ。

○生涯学習課参事

生涯学習課から、一つお知らせです。資料がなくて申し訳ありませんが、若者議会について、きのう午後7時半から、NHKの総合テレビ「クローズアップ現代」でも取り上げていただき、ご覧になられた委員さんもみえるかと思いますが、今年の4月から新城市若者議会条例がスタートし、それに基づきまして若者を取り巻くさまざまな問題を考え、若者の力を生かすまちづくりの政策を検討して、市に答申していくということで、新城市若者議会が発足しました。全体で6班ありますが、そのうちの一つの班が新城図書館を勉強しやすい環境にしようとか、若者が集う魅力的なスペースにしようとか、ワーキングを十数回開催して、その結果、大方の計画ができ上がりました。

一番の改革としましては、2階の郷土資料室を多目的な空間として有効活用をしていきたいということですが、それを11月2日に市長へ答申することが決定しています。答申前ですので、次回の教育委員会会議のときには、詳細を委員の皆様へ御報告させていただくことができると思います。

以上です。

○委員長

あと、どうですか。

○委員

済みません。今の話で、クローズアップ現代にはどういうふうに取り上げられたんでしょうか。見てなかったものですから。

○委員長

どういう内容だったかということですか。

○委員

そう、そう。

○教育長

誰か、DVDに撮ってないの。

○生涯学習課参事

前半が18歳の選挙権の関係で、その後の若者議会についてはそう長くはなかったですけども。

○教育部長

湯浅君がインタビューを受けていたらしいですけど。

○文化課長

後半しか見てなかったのが前半部分はちょっと分からないのですが、7時45分ぐらいからだったと思いますが、5分か10分で、新城の若者議会を取り上げていました。その中で図書館を使った活性化というか、若者が集まる場所を作りたいという提言をした中で、あそこの郷土資料室にいろいろな資料等が飾ってあるため、市の職員がそのワークショップに参加し、論議をする中で、図書館の機能として失われる部分があるから、全面的にはいいとは言いませんというような話をしていました。

最終的には、回りの展示のところはそのまま使うけれども、部屋の中は若者や、そういう人等が勉強できる、集まることができるスペースとして使いましょうというような形の放送だったと思います。

○教育長

それで、それに対して、国谷さんやコメンテーターは何て言っておったの。

○文化課長

それ自体をどうのこうのではなくて、若者議会というものについては、出演しておられた方は大変いいことだというような感想でした。

○教育長

行政への参加をしてる一例として。

○文化課長

若者が、そういう提案をして、要は元々選挙権とか、そういう部分から始まったことだと思いますので、若者がそういう政治に関心を持って、そうやっていけるということは、いい方向だというような、そういうコメントをされておりました。

○教育長

なるほどね、そういう位置づけね。

○委員長

いいですか。

じゃあ、課長さん。

○学校教育課長

先ほど申しあげました中学生の教育講演会でございますけども、もし委員さんの中で参加されたいという方がおられましたら、まだ計画段階ですけども、20日ぐらいまでにきちんとした形で御用意できるかと思っておりますので、お願いします。

○委員長

それじゃ、20日の臨時会議のときに皆さんの意見を聞いて、出席するかどうかと、その程度でいいですか。

○学校教育課長

場所は一応確保をしておこうと思っておりますので、また御参加できる方はよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長

あとね、ちょっと私、課長さんにお伺いしたいことなんだけど、簡単でいいんですけど、最近テレビとか新聞で、運動会とか体育大会の組体操の骨折事故だとか、それからきのう、おとつの中日新聞だったかな、柔道などスポーツ事故による死者が非常に多いというようなそういう報道をしていたんですけど、この間、9月の教育委員会会議のときには、特に新城市内の小中学校の運動会では、そういう事故等なかったようなそういうことだったと思うんですけども、何かそういう気になるようなこと、連絡受けてますか。

○学校教育課長

特には受けておりません。ただ、組体操みたいな形の塔をつくるとかいうのは別ですけども、私たまたま鳳来中部小学校に行ったんですけども、高い塔じゃないんですがピラミッドみたいなものを

つくっておりました。私から見てもすごく危険だなというような感じはいたしませんでした。事故も特になかったです。

○委員長

あと、皆さんからいいですか。

1点、今度は連絡をさせてください。

12月2日に、先ほどの中学生の教育講演会の後に、海外派遣の派遣団の報告会がありますよね。そのときに、教育委員長が挨拶をすることになっているんですけども、今教育長さんと話をして、子供にかかわるようなことだとか、先生方に直接かかわるようなことのお話については、できるだけ教育長さんをお願いをするような方向でいきたいんですかどうですかということでお話ししたら、皆さんの御意見も伺っていただきたいということなんですけれども、来年の4月からは新教育長さんが誕生するということで、できるだけ私も本年度のうちに少しずつ移行できる部分は移行したいなということで、今のように言ったんですけども、どうでしょう。特に異論がなければそういう形にさせていただきたいんですが。いいですか。

○委員

了解です。

○委員長

では、そういうことで、教育長、よろしく願いいたします。挨拶のところ、そういうふうに変えていただけますか。

○学校教育課長

了解いたしました。

○委員長

はい。

では、以上でよろしいですか。それでは、次回の定例会議は11月26日、いつもの時間に鳳来総合支所で。以上をもちまして10月の定例教育委員会会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後5時00分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記